

(その 140) 安心して長生きできる方法を一緒に探しましょう (2017.5 発行)

新しく開設した“南加瀬くらしの相談センター”からの相談事例です。幸区の A さん(90代)は認知症の奥さんと二人暮らし。最近、物忘れが目立つようになり、友人の B さん夫婦と C さん夫婦が心配して頻繁に A さん宅を訪ねて見守ってくれています。子どものいない A さん夫妻にとって B さん夫婦 C さん夫婦は大変心強い存在ですが、法的には単なる“友人”でしかありません。

そこで A さんは、B さん夫婦 C さん夫婦と公正証書で『委任契約』『任意後見契約』『死後事務委任契約』を結び、自分が認知症になったときのお世話と亡くなった後の手続きや葬儀をお願いしました。

元気な自分が先に亡くなっても大丈夫

A さんの奥さんは認知症なので、もう直接の契約はできません。でも A さんが「妻の葬儀も頼みます」という内容の契約をすることにより、A さんのお葬式はもちろん、A さん亡き後の奥さんのお葬式も B さん夫婦 C さん夫婦がやってくれるようになるのです。

ところが契約当日、A さん宅に迎えに行くと実印が紛失していることがわかり、さあ大変です！ A さんと一緒に幸区役所に行き、窓口で新しい実印登録をし、印鑑証明を交付してもらい、その足で川崎駅前公証役場に駆けつけ、ギリギリ間に合いました。

さて A さんにとってもう一つの心配事は、もし自分が先に死んだら認知症の奥さんの面倒は誰がみるのかということです。一つの方法として公正証書遺言で B さん夫婦 C さん夫婦に財産を信託し、そのお金で奥さんの入院・介護費用をまかなってお世話してくれるよう頼む『遺言信託』が考えられます。

相談センターでは一人暮らしのお年寄りや老老介護をしている高齢のご夫婦が安心して長生きできる方法を一緒に考えて解決したいと思っています。相談してみてください。